

# Cyberspace 問題の再認識と整理

—— Outer Space Law との比較をもとにして ——

齋 藤 洋

- 一 問題の所在
- 二 Balsano の論考  
— Outer Space Law との比較 —
  - (一) 論考の概説
  - (二) 評 価
  - (三) 新しい問題
- 三 Cyberspace 問題の再認識
  - (一) 法と社会
  - (二) 国境と国籍
  - (三) 科学と国家
  - (四) 時間と社会規範
- 四 小括—整理と課題—

## 一 問題の所在

科学技術、特にコンピュータの発達と Internet の普及によって Cyberspace (サイバー空間) が拡大し、従来の市民生活などに大きな変革を与えようとしているといわれている。<sup>(1)</sup> こうした Cyberspace は、Information Superhighways や Info Sphere と同義語として通常は使用されている。これらには様々な意味内容が含まれてお

<sup>(2)</sup>り、一義的に定義することは困難である。もともとCyberspaceは小説家William Gibsonによって創られた用語で、物質的範囲あるいは物質的次元とは関係のない場所を描くための用語であり、そこでは世界の情報が視覚的・横断的方法——国境を跨いで直接に神経連結される流通電極(commerce electrodes)を中心とする情報の流動的経済——を通して構成されているといわれているが、現実には存在しないし、これは一種のファンタジーである。<sup>(3)</sup>

現在最も簡明瞭なCyberspaceの定義は、「電子主体が相互に作用する空間」、換言すれば、デジタル行為体が活動するために必要とする電子空間である。<sup>(4)</sup>

しかし、近代論理学の定義理論に基づけば、この定義も電子主体や電子空間、デジタル行為体など、それ自身の定義を必要とする用語で表現されているので、イメージとしては有用であるが、特に法学において使用され得る定義としては不十分であろう。しかし、本稿はCyberspaceの厳密な定義を目的とするものではないので、当該問題は別稿に譲り、前記定義を仮に用いることにする。

社会に与えるCyberspaceもしくはInternetの影響は、最先端科学技術と法との問題に属する。筆者はこれまで当該分野に関心があり、情報関連分野や宇宙開発などに関して伝統的な国際法学の理論および実態の移り変わりを常に念頭に置きつつ拙い研究を続けてきた。Cyberspaceもその途上に位置づけられた。しかしこの問題の取り扱いは法学分野に絞っても多様であり、例えば米国など特定国を対象としたものや電子商取引・電子マネーを民事法の視点で検討したもの<sup>(5)</sup>、またある者はネット上の犯罪を刑事法の分野から、あるいは表現の自由として憲法学の立場から研究しているなど多様多彩である。同時に当該分野は日進月歩なので、実態も早急に移り変わり、それに合わせて新法が制定されたり、既存の法の一部改正がなされたりと、気を抜けない状況である。

国際(公)法学の分野からもCyberspaceを対象とする研究が内外で表れてきた。その多くは管轄権(地的管轄権・人的管轄権あるいは立法管轄権・執行管轄権・司法管轄権)問題と絡めて検討している。これは国際(公)法学の属性上当然であると同時に、それ以上の展開の余地を見出すことができないことも意味している。その中で、CyberspaceをOuter Space(宇宙空間)との比較で検討しようとする研究が表れた。それはAnna Maria Balsano によって発表された短い論考である。彼女は欧州宇宙機関(ESA/European Space Agency)の法務部において知的所有権を専門とし、Roma Court of Appealにも登録されているイタリア人法律家である。専門は国際(公)法学でないが、その経歴からCyberspaceとOuter Spaceとを結びつけたことは十分に理解できる。実は筆者も同様の視点を有していた。そこで本稿では彼女の見解を検討することで、その有用性と問題点を指摘し、さらにCyberspace問題の有する意味を再考察するものである。

## II Balsano S論考

### (一) 論考の概説

法学 東洋  
Balsano はその論考<sup>(6)</sup>の中でCyberspace活動とOuter Space活動を比較するにあたってOuter Spaceの定義について言及しているが、国家主権の下に置かれるAirspaceとは異なりOuter Spaceは国家主権下には置かれない点を指摘する。しかし法的に明確な定義はできないとし、両空間の境を人工衛星が地球を周回できる最低限の高度(地上八〇キロメートル〜一二〇キロメートル)という現実に依拠<sup>(7)</sup>している。

次に Outer Space 活動を規律する国際法制度の基礎として宇宙条約、救助条約、責任条約、登録条約、月協定を示し、加えて国連総会で採択された人工衛星による直接放送に関する原則決議や、リモート・センシングに関する同様の決議を挙げている。また Outer Space Law (宇宙法/Law of Outer Space) の第二の法源として、国際機関と国内宇宙機関あるいは二国間・多数国間で締結された協定や合意―例えば宇宙ステーション計画―を挙げる。さらに ITU、INTELSAT、INMARSAT なども宇宙活動に関する国際的な法の枠組みの一部を構成しているという。そして最後に、各国家の宇宙活動に関する国内法もここについて Outer Space Law に含まれるとしている。<sup>(8)</sup>

Balsano はこれらの中で特に国連で創られた条約や決議に依拠し、Cyberspace と関係する Outer Space に関する特徴を次のように示している。① Outer Space を占有することなく利用する権利、② Outer Space を平和目的のために使用する義務、③ 私人の行為に対する国家の責任と監督、④ 宇宙物体 (Space Objects) の登録、⑤ 国家による管轄権および管理権の保持、⑥ 国家の賠償責任、⑦ 国際法の適用、である。<sup>(9)</sup>

ここで Balsano は一つの問題点を指摘する。それは、このように「national activities」や「appropriate State」という用語が宇宙条約およびその他の法文書によっても明らかにされていなかった、という点である。この問題に対して彼女は基本的な二つの考え方を示す。第一は、「national」という用語の解釈を、私的行為体は必ずずれかの国の国籍を有していることに着目して、国籍者 (nationals) とするものである。これは国籍者に対する国家の管轄権概念に合致する。また領域に対する国家管轄権の拡大とも考える。その意味するところは、その領域

から行なわれた (undertaken from its territory) 諸行為に対して国家は責任を有すると考えられることである。第二は、基本的に管轄権を分析するために、他の責任および賠償の原則から「打上国」の概念を借用する方法である。つまり「appropriate State」は宇宙物体の「打上国」であると解釈しなければならないこと、およびその結果として「national activities」も「打上国の行為」と(再)定義されるのである。<sup>19)</sup>これは国家の行為も私人の行為も国家に責任が集中するためにこのような表現になるのである。

その後彼女はスウェーデンとイギリスの国内宇宙法を概観し、自身の専門分野である知的所有権と宇宙活動との関連をとり上げている。なぜならば、この問題は Cyberspace Law における問題との比較において有用だからであるという。それは Cyberspace も Outer Space も共に既存の法制度では律しきれない新しい分野 (area) だからである。そこでカナダ、ヨーロッパ、日本および米国との間で国際協力が打ち立てられた例としての宇宙ステーション計画を取り上げる。その計画の進行中に、知的所有権と宇宙活動の問題がとりわけヨーロッパで議論された。そこでこの議論の中心は、宇宙空間の特殊性と特許 (patent) の保護であった。その結果、米国は国内特許法が宇宙空間における物体にも拡大されると言う the Patents in Space Act を一九九〇年に採択した。

東洋法学  
しかしここでも彼女は基本的な問題を指摘している。つまりヨーロッパ諸国の国内特許法は非常に調和の取れたものではあるが、どれも当該法が宇宙空間および宇宙物体に適用されると明示していないのである。いくつかの国内法は、広義の領土という意味において登録された宇宙物体へ適用され得るだけである。ゆえにヨーロッパの特許が宇宙空間で保護され得るかを疑問視し、これでは将来、宇宙空間での不公平な保護が生じてしまうこ

とを指摘する。それに対して米国の特許法は、米国に登録された宇宙物体に対する適用を明確に定めており、宇宙空間における米国の特許を保護している。これを基に彼女は宇宙活動の商業化を考慮して、知的所有権を保護するための明確な法制度の必要性を強調する。そして国内特許法の領域的限界を超えた宇宙空間における特許保護の問題を確認しつつ、ヨーロッパにおける法制度の整備を主張している。<sup>1)</sup>

そして Outer Space を念頭において Cyberspace に言及する。この両者は前者が atoms の世界であるのに対して後者は electrons の世界という点において、基本的に相違しているが、多くの共通点も見出すことができ、それが両者の比較を価値あるものに行っているという。

まず Cyberspace には領域的限界がない。この非領域性から、国内法や国際法を否定する傾向が生じ、政治的・制度的問題を引き起こしている。他方 Outer Space は国際社会から人類の利益のために開かれている *res communis* とみなされている。ここでは自国に登録された宇宙物体に対する管轄権のみが許され且つ責任を有する。さらに重要なのは、宇宙活動を規律する規則が国内法に起源を有するものではないことである。それは国際社会で創られたものであるゆえに、すべての国家にとって *a priori* な義務として受け入れられている。

次に Cyberspace の規律は様々な背景を有する国内法の寄せ集め (patchwork) である。それは Outer Space と異なり、Cyberspace 分野の発展は非常に早く、その担い手が技術・方法を有する特定国のみに限られることはなかったからである。ゆえに両者の問題解決過程は基本的に異なるものになる。しかしこの相違は我々を Outer Space の経験から遠ざけるものではなく、むしろ国際協調が国家間の紛争を抑制する本質であることを理解させ

るのである。そのための国際協調を強く主張している。<sup>13)</sup>

最後に結論として、Cyberspace Law は他の法律——特許法や刑法、民法や行政法など——とは明らかに異なる位置づけをされなければならないのであり、むしろ Outer Space Law の経験から学ぶことができる。そしてすべての国家の利益のために cyberspace activities を容易にし、またその発展には市民の利益をはっきりと反映させなくてはならないと提唱している。<sup>13)</sup>

## (二) 評 価

Balsano の見解を概略したが、その着眼点は決して悪くはなく、その主張も極めて優良なものといえよう。

まず Outer Space Law について、①国連で創られた条約や決議、②直接には国連とは異なる場で創られた条約や合意、③各国の国内法、という三つのカテゴリーに分けて、宇宙法の源を分類していることがわかる。

ここから、① Outer Space の *res communis* という性質、②登録行為を通じた公私に関わらない国家の権限と責任、③平和目的の使用義務と国際法の適用、という Outer Space Law の特徴を示している。

また「national activities」と「appropriate State」という宇宙法上の用語の概念を明確化することで、国家と私人との法律関係の明確化を図っている。

そして Outer Space (Law) の有するこれらの特徴と Cyberspace (Law) とを比較するという論理構成をとっている。

以上のように、Outer Space Lawを三段階に分けて理解している点や、登録と関連づけるために用語を明確にしようとした点などは評価できる。

しかしここで取り上げられたOuter Space Lawは従来、国際公法の研究対象として発展してきており、そのためCyberspace問題のための捉え方が表面的と思われる。つまりこの論考で論じられ主張されたような、Cyber-spaceが領域を超えた問題であるとか、非常に急速に発展したこと、米国の特許法のみがOuter Spaceで有用なこと、国際社会で*a priori*な法制度を作る必要性などは、個別的にはすでに指摘されてきた事項である。<sup>14</sup>確かにそれらをCyberspaceとOuter Spaceとを連結させて、まとめて論じたことは斬新であったが、それ以上のものではなかったと考えられる。

### (三) 新しい問題

それでもなお、筆者の読み込みすぎかもしれないが、Balsanoの論考には注目すべき点が逆説的に潜在していると考えられる。つまり彼女は、Outer Space Lawの法形成が三段階に分かれており、各国の国内特許法が異なることに加えて、宇宙ステーション計画が技術力と財政力を有する特定国のみで制度化されたことを認識しつつも、同時にOuter Spaceは全人類の利益のために開かれている*res communis*であることを高く評価している。もしこの評価を額面通り受け取るならば、宇宙ステーション計画も多数国の意見が反映される国連の場で検討され、成立していたはずである。

また現代国際社会の法形成に関する長期的視点から考えると、国連という場で国際法制度が作られる割合は高くなっていくが、その一方で、国連という場を用いると多数決原理によって少数派の経済先進国の意見を通すことが困難になるため、宇宙ステーション計画以外にも世界貿易機関 (WTO/World Trade Organization) およびその法制度は米国を中心とした少数の経済先進国のみの中で作り上げられ、後に他の国々に開放されたという事例もある。<sup>15</sup>これはたとえ当該分野が全人類もしくは全国家の利益のための分野であると理解されつつも、特定国の利益確保が優先された法形成過程であるといえよう。そうすると軍事面のみならず全世界に展開される商業化の流れの中で Cyberspace という分野 (area) に関する法形成も国家を超えた国際社会において *yes communis* となるのであろうか。また法形成形態の変化も視野に入れなければならないのではないだろうか。

さらに Cyberspace には領域的限界がないゆえに既存の国内法や国際法を否定する傾向を危惧し、それが政治的・制度的問題を引き起こす原因であるという。しかしこの非領域性という属性は単に国内法制度の未整備、国際法制度の未発達に基づく混乱と無政府状態を意味するだけであらうか。またここで引き起こされる問題は単純な政治的・制度的問題に留まるのであろうか。

これらの疑問を考えると、これまでとは少々異なる段階の問題が浮かび上がってくる。それらを大まかに分類するならば、①法と社会の問題、②国境と国籍の問題、③科学と国家の問題、④時間と社会規範の問題、に分けることができる。これらは現代社会の表面に現れる具体的・個別的問題ではなく、現代につながる近代社会制度・法制度の基礎をなす部分の問題である。Cyberspace はこの段階の問題を我々に示している。

### III Cyberspace 問題の再認識

前記の四つの問題の有する意味をそれぞれもう少し詳しく整理しよう。

#### (一) 法と社会

現在の国際社会には日本、米国、中国、フランスなどの国々が並存しており、それらは主権国家といわれている。しかし同じ主権国家でありながら例えば日本の法と中国の法、あるいはフランスの法と韓国の法は異なっている。そして、米国の法は米国の領域内においてのみ効力を持っており、米国の法がロシア国内にまで適用されることはない。この経験上当然の事実を説明し、近代的な社会制度のモデル理論となっているのが社会契約論<sup>16</sup>である。

もちろん通常の経験と知識から、日本には神話時代から始まる日本独自の歴史があり、米国にはメイフラワー号からの歴史があるように、各国とも独自の発展の結果として現在の姿になっている。そのため、これらの歴史上の事実とも合致し且つ全世界に共通する国家成立の理論を創り出すことは不可能である。しかし国民主権、民主主義、人権保障、法の支配という一定の枠組みの中で国家・社会という存在を考えた場合、社会契約論が当てはまり、政府や法の存在意義を合理的に説明することができる。

社会契約論というトホブスやルソーの名を思い出すであろうし、この論そのものも長い歴史を経て作り上げ<sup>17</sup>

られている。その間に論者によって重点の置き所が異なり、絶対君主制を正当化する理論として用いられたり、フランス革命を擁護するために用いられたりしてきた。しかし、ここでは国民主権、民主主義、人権保障、法の支配を基底とする近代国家・近代社会のあり方を説明する理論として、その骨格を示す。

この論ははじめに人間とはどのような存在であるかから考え始める。それによると最初人間は完全な自由を持っている存在と仮定される。この完全な自由は、道徳も倫理も何もない自由であるので、例えば殺人や窃盗も自由となる。

次に、それでも人間は集団を形成しなければ生きてゆけないので、社会を作る。しかしその社会の構成員である人間は完全な自由を持っているので、好き勝手に仕放題となり、極論（純粹モデルに）すれば、人間は他の社会構成員を自由に殺戮できることになり、最終的には唯一人の人間が残る。だが人間は男女を問わず一人では集団を形成できないし、子孫も生み出すことができない。ゆえに最後には残された一人の人間も死亡し、この世界から人間は消滅してしまうことになる。

そこで人類滅亡を回避するために、社会を形成した人間たちは完全な自由に対する制限、すなわち制約された自由を創り出す。その際に、完全な自由の中で何を制約または制限あるいは禁止するかを、当該社会の構成員たちが話し合って、彼らの合意（一般意志）に基づいて決定し、それを当該社会の構成員となるための契約とする。その契約に基づいて各人は制約された自由を行使することになる。

そうなる人々は非常に窮屈で不自由な思いをするのではないかという疑問が生ずるが、例えばいままで夜道

を一人歩きできなかった者が、殺人が禁止されたことによって安心して夜道の散歩を楽しむことができる。いままで自己の財産保護のために旅行ができなかった者が、窃盗が禁止されたことによって安心して好きなところに旅行することができるようになる。このように社会運営上共通して害悪を成すようなことを禁止または制限することによって、人々は安心感と安全を確保できるようになり、それを基礎にして許された自由を存分に行使することができるようになる。それを真の自由という。この真の自由を獲得した段階で、人間は獣から本当の人間になるのである。

しかし社会構成員の中にはこの契約を破る者が出てくる。そこで人々は自分たちに代わって通常当該社会を統治する存在を契約の中に規定する。それが広義の政府であり、その中には立法・司法・行政の各担当が設置され、例えば日本の場合のように各担当が契約によって与えられた権限を超えないように、それぞれ監視するようにしているところもある。さらに契約の内容をより一層詳細かつ具体化するために契約に基づいて（授権されて）下位の法（例えば、民法、刑法など）を作り、社会構成員の生活に資するようにしている。

ここにいう契約を憲法と呼び、下位の法を含めて国内法と呼ぶ。またこの契約を基に構成された社会を国家と呼び、契約を作った社会構成員を国民と呼ぶ。ゆえに国民と政府との関係は契約（憲法）によって結びつけられた契約関係となるので、もし政府が契約を破る（授権範囲を超えたり、予定されているとは異なる内容を行ったりした）場合には、契約の一方当事者である国民は契約違反者（政府）を変えることができる。またこの契約が時代・社会に合わなくなれば国民はその契約を改正・廃棄することもできる。

これが社会契約論の共通する骨子であるが、このように考えれば米国の憲法（国内法）と中国のそれとが異なるのは当然のことであり、その適用範囲がそれぞれの国家の領域（契約で作られた社会の範囲内）であることも理解できる。

ところで、このようなモデル社会における Cyberspace あるいはその道具としての Internet の及ぼす影響を考えると、いわゆる文化問題に辿り着く。Cyberspace や Internet が一つの国家の領域内のみ存在し利用されている場合には、すべてが当該国家（社会）の内部で完結するので、社会構成員の共通認識や理解によって新しい契約や下位法が作られ、対応できるであろう。しかし現実には Cyberspace や Internet は異なる契約を持つ社会（国家）間に跨って（国境を越えて）利用されている。そこには Cyberspace や Internet に関する各国の法規制が存在するので、通常は国境を越える法の適用に関する衝突として現れる。

この場合、いくつかの方向が想定できる。例えば国際私法などを用いた従来の方法で当該衝突を調整する。または Cyberspace もしくは Internet 強国が自国の方法を事実上の標準（de facto standard）として確立し、他国にもそれを受け入れさせようとする。あるいは田中耕太郎『世界法の理論』<sup>(18)</sup>が示したように、技術的性質の法分野が世界共通化するに従って、各国民の生活も共通事項が増えてゆき、最後には道徳や倫理といった最も固有性のある分野においても世界共通性が生じて、その結果としていずこの国へ行ってもほぼ同一の法内容が適用されるようになり、世界は実質的に一つの法を有するようになるというものである。

Cyberspace もしくは Internet の特性と使用状況を考慮すると、どのような状況になるかは予断を許さない。し

かしここで十分に予想し得るのは、Internetの普及に伴うCyberspaceの拡大によって良くも悪くも各契約社会の根底にあり当該契約を生み出す際に重要な役割を果たしてきた固有性を有する価値観、倫理観あるいは道德観といった文化の中心（契約成立のために共有化されている根本部分）に多大な影響が生じるであろうことである。<sup>19</sup> 田中はそれを楽観的・肯定的に捉えているようであるが、一歩間違うと自国文化の崩壊にもつながりかねない危険性を孕んでいる。Gothenburg大学（スウェーデン）の商法教授でありユネスコではCyberspace Lawを専門にしているChristina Hultmarkも、Cyberspaceには現実世界とは異なり社会のしきたりや伝統に従う必要はないという観念が許されており、それが根本的な問題であるという。<sup>20</sup> そして彼女は従来の伝統的な組織（学校、教会、クラブ、家庭）に加えて企業も道徳心などを醸成することに貢献し得ることを指摘している。<sup>21</sup>

また長年Microsoft社に関わってきたBradford Smithは特にInternetと文化に関して二つの可能性を述べている。一つはInternetが発達すると多様性のある文化を侵食するというものである。二つ目はInternetが十分に広がるとその中で「持てる者」と「持たざる者」の格差（digital divide）が広がることである。特に前者においては、世界中で英語が使用されることとAnglo-Saxon（特にアメリカ人）の価値観や態度、好みで世界の文化を和合させてしまうという関心であり、後者においては単に経済的な問題だけではなく、Internetを使いこなす技術の有無によっても当該格差が生じ、Internetによって利益を得られる者とそうでない者とに分かれるという関心である。<sup>22</sup> この関心に対して彼は英語が航空業界における共通技術用語であるのと同様な意味において英語の使用が拡大するであろうが、英語以外の言語を使用したInternet環境も非常に発展しており、その結果むしろInter-

netは多言語・多文化を支援するであろうと述べている。<sup>(23)</sup>

以上のことから窺い知ることができるのは、CyberspaceもしくはInternetは社会契約が成立するための根本部分たる文化面にも影響を与え得る存在であり、それはモデル理論である社会契約論の変更を迫る可能性を有していることを示唆している。

## (二) 国境と国籍

人類は古代から多くの戦争を経験してきた。それは狩猟地域あるいは耕作地の拡大のためであったり、安心して暮らすことのできる範囲の確保であったりと様々であった。また人々は城郭で周りを囲った都市国家を建設し、万里の長城なども作った。古代日本では矢筈、矢板、三国山、見国山などの地名で国境や最前線を表わしたともいわれている。<sup>(24)</sup>

このような歴史からもわかるように、洋の東西を問わず人類は一定の空間を確保するために武力を行使してきたともいえる。そこで現代国際社会の基礎となったヨーロッパ起源の国家および武力紛争の抑制という視点から国家の成立を概観すると、国境と国籍という二つの技術によって、現代国際社会の基礎が創り上げられたことがわかる。

東 洋 法 学  
この過程を長尾雄一郎の論文「戦争と国家」<sup>(25)</sup>に基づいて略述すると次のようになる。十六世紀初頭になると宗教改革が始まり、キリスト教の新旧両派の対立によって、三十年戦争（一六一八年―一六四八年）が生じた。そ

の原因である融和しがたい真理の衝突を避けるためにウェストファリア体制（条約）が作られ、またこの間に内政不干渉原則も確立していった。その結果として、融和しがたい真理の衝突を回避する知恵として国家(State)が創り出された（実際は紆余曲折を経ながらゆつくりと近代的な国家が形成されていったのであり、ウェストファリア条約はその象徴である）。

同時に国家の出現は宗教的熱狂を冷まし、ナショナリスティックな感情を生み出したが、この時点では未だその国民(Nation)ではなく、人々の帰属意識であった。しかしこの過程を経て戦争は国家間の行為となり、政治概念としての国民が登場することになる。だがこのままでは国家と個人との結びつきが弱かったため、国籍(Nationality)という技術を創り出すことによって、ようやく個人と国家とを法的に結びつけることに成功した。この国籍は、平時においては国民(国籍者)に対して無償教育、医療費補助、失業保険、年金制度などを与えて安定した生活を保障するが、戦時には自己の生命を捨てて国(国籍国)を守るという、一種の交換条件付会員証のような性質を有していた。しかしこれが非常に有効に働き、民族や宗教の相違に「蓋を被せる」ことになったのである。

ここに至って人類は国境で空間を分割し、国籍で人々の帰属先を決定し、法的概念としての国家を誕生させたのである。

以上の記述から、国境によって宗教分布とは異なる区域を作り出し、当該区域内は一つの権力が統治することによって、融和しがたい真理の衝突という状態を分断することに成功した。また人々に国籍を付与することに

よって、宗教・宗派あるいは人種・民族による人の分類ではなく、それらに関係ない共通する国籍を有する国民としての分化に成功した。もちろん現代でも国籍取得の要件に特定宗教を加えている国家もあるが、少数である。したがって現在のような国境と国籍を基礎にした国家間の体制（国際社会）というのは、いわば解決のつかない紛争（融和しがたい真理の衝突）を防止するために創り上げられたと理解でき、またそれ故に国境と国籍の役割も分かるはずである。これを土台として、国際社会で公海（深海底などを含む）・南極・宇宙空間をいずれの国家にも属さない地域（国際公域）と決めたほかは、すべて国家に属する空間として分割し、また国籍は自然人のみならず法人、船舶や航空機にも付与して、その帰属先を明確にし、もって適用される法令決定の基礎を提供している。

このような基礎を有する国際社会におけるCyberspaceもしくはInternetを考えると、ここでは国境に関係なく情報の伝達が行なわれる。従来は自国内に入れてよいものと禁止されるものとを国境（税関）で分別し、国内の法律制度に合致するものだけの入国・輸入を認めてきた。しかしInternetは瞬時に情報を伝達・送付することを可能にするので、これまでのような検査などが不可能になる。そうするとInternetのみを媒介にした一種の空間のようなものが国境を跨いで出現し（Cyberspace）、従来の空間秩序（属地主義など）に影響を与え始める。

またヒト・モノは移動せずに情報のみが移動することになると、その規制を何に基づいて行なうのが不明瞭になる。情報に国籍を付与することはできないのであるから国籍を基にした属人主義にも揺らぎが生ずる。

つまりCyberspaceもしくはInternetの拡大と普及は、これまで国際社会秩序の土台となっていた国境と国籍

という二つの技術の意義に変更を加える可能性を有することになる。そうであれば、国際社会秩序を担うものは何になるのが改めて重大な問題となる。

### (三) 科学と国家

Internet および Cyberspace はコンピューターの発展なくして実現できなかった。コンピューターは、いわゆる科学が生み出した技術もしくは機械である。つまり Internet および Cyberspace は科学の発展が作り出したことになる。

一般に科学は科学者といわれる人々の自由で独自の研究によって発展したと思われる。もちろんそのような時代もあったが、科学史を振り返ると科学の発展に国家が大きく関与してきたことが分かる。そうならば、例えば Cyberspace の道具<sup>(26)</sup>である Internet に関しても国家の影響があるのではないだろうか。

廣重徹『科学の社会史』<sup>(26)</sup>をはじめとする科学史の研究から、科学の制度化（または科学の体制化）という状況が明示されている。それを吉岡斉『科学文明の暴走過程』<sup>(27)</sup>は科学研究の開放系モデルとして表わした。

それらによると、産業革命以後、科学者または研究者といわれる人々が軍事面や経済面で非常に有用であることに国家は気づいた。そこで研究者たちの取り込みが始まったのである。例えば、科学は発展するに従って大規模化し、そのため研究施設の拡充と研究費の増大が避けられなくなる。そこで国家は個人では賄えないような研究所を設立し、科学研究費・助成金・基金などの名目で資金援助を行ない、また研究施設の新たな設立を認可す

るようになった。それによって科学は大いに発展することになったが、一方でもはや研究者個人の努力と私的財力で科学研究を行なうことは不可能になってしまった。

国家が施設および資金を提供し、あるいは許認可を行なうようになると、ほぼすべての科学研究に従事する者は、何らかの形で国家と関係を持つようになり、その結果、もし国家の要請を拒否したり、反対するようなことを行なうと、資金援助を打ち切られ、あるいは充実した研究施設からの移動を命じられ、また新たな研究所の設立を認可されない状態になってしまった。

これは一般企業の経営者と研究開発担当者との間でも同様の形態を見出すことができる。それをモデル化したのが科学研究の開放系モデルである。つまり親機関の意思決定機関は子機関の意思決定機関（例えば研究所）に指令を出し、それに基づいて情報生産工程が始動する。この情報生産工程では指示された研究が行なわれたり、具体的な商品が創り出されるのであるが、梅棹忠夫の研究で、産業上あらゆるものが情報商品化していることが解明されているので、モノの生産でもここでは情報生産と表現されている。この工程に資源（ヒト・モノ・カネ）と情報（科学技術情報）が input され、情報（新しい科学技術情報）が output され、あるいはその一部が再生産ループに乗せられて再び情報として input される。同時に output 時に廃棄物（ヒト・モノ）も生じるので、それらは処分（リストラや配置転換など）されていく。

このモデルに基づけば、科学研究は親機関の意思決定機関から独立して自由に行なうことはできないことがある。概略すれば、施設、資金、名誉、許認可などで研究者を實質的に拘束することを科学の制度化（または科

学の体制化) というのである。

この状態は最高・最強の親機関である国家にとって、科学と軍事政策・経済政策との連結を一層可能にした。その典型の一つが Internet といえよう。特に米国においては東西冷戦中には軍事面に比重がかけられていたが、冷戦終了後は経済面に比重がかかり、国家戦略としての商業化が始まったのである。その様子を寺内衛の論文「米国の IT 覇権」<sup>29</sup> が詳細に調査し、検討しているので、ここではそれに依拠して略述してみよう。

米国において、当初 Internet は軍事用に開発され、発展し、一箇所の中継司令部が敵軍に破壊されても他のルートを通じて情報が伝達されると言う World Wide Web 状態を作り出した。この使用は、一定の施設の中に設置された高価な Work Station 型 (同時多機能型) コンピューターを用いることのできるものに限られており、一般市民が現在のように自宅の PC に連結して使用することはできなかった。

その後、WFW3.11 (Windows for Workgroup 3.11) が開発され、TCP/IP プロトコルスタック (TCP/IP を用いた通信を行なうために必要とされるプログラム群/OS) を追加することで、個人が電話回線を利用して Internet (World Wide Web) に直接接続できるようになり、現在の Internet 環境が生まれたのである (TCP/IP/Internet Transmission Control Protocol/Internet Protocol の略で、通信手続 (プロトコル) を意味する)。

この状況に伴って、Internet を利用する際に用いられてきた、そして EAR (Export Administration Regulation/米国商務省による米国輸出管理規定) の対象物であった Netscape Navigation の取扱いに変化が生じた。

つまり暗号化機能に対する規制である。暗号化は軍事・商業の両面において非常に重要であり、暗号化長 (bit) の長い (大きい数字) ほど有利である。

そこで米国政府は一九九六年に軍事目的以外の暗号化関連技術を商務省の管轄下へ移管し、四〇ビット (bit) 暗号を輸出可とし、五六ビット暗号を原則輸出不可とした。一九九七年に商務省は五六ビット暗号利用製品の輸出を認可し、金融機関に対して二二八ビット暗号利用製品を Netscape Communications 社から購入すること、および米国籍企業が支社と Internet を介した通信を行なう場合に二二八ビット暗号製品を購入することを認可した。また商務省は Netscape Communications 社に対して同製品を認証銀行 (certified banks) へ輸出することも認可した。その後、徐々に輸出が緩和されていき、テロ支援国家を除いて、あらゆる暗号製品の輸出を許可し、二〇〇〇年には二二八ビット長の暗号を利用する Netscape Communicator を広くダウンロードすることを可能にし、またライセンスなしに米国企業が同様の製品を輸出することができるように米国政府は政策変更を行ったのである。

この一連の政策を寺内は次のようにまとめている。① electronic commerce を、米国内のみで促進・発展させ、事実上の標準 (de facto standard) を作ってしまう。②特に金融分野で自らの創り出した事実上の標準 (金融革命) を他国にも受容させるため、金融機関に対する暗号輸出から解禁し始めた。③米国企業の強い分野においてすでに米国内で確立された事実上の標準としての e-commerce 方式を受け入れざるを得ないようにするため、暗号輸出が解禁された。④二〇〇〇年になって米国企業の優位が確立した後、他国に対して米国式の事実

上の標準を積極的に導入させようという方向に動いている。その結果、「本来軍需品 (munition) であった暗号化関連技術を商務省の管轄下へ移管した一九九六年十二月三十日時点で、米当局が情報化革命後の来るべきネットワーク社会を支える必須のインフラストラクチャとしての暗号化技術の重要性を正当に認識していたことは明らかである。」と評している。<sup>30)</sup>

これらの研究から科学の制度化は単にハード面のみならずソフト面においてもすでに進行していることが理解できる。現代の科学（技術）は程度の差こそあれ、制度化されている。そうなると、一般に広くいわれているような、Internetが普及する (Cyberspace) と国家を超えた社会が創り上げられるとか、国家のコントロールの届かない経済活動が展開され、個人の社会生活も同様になるといったことは、果たして現実化するのであろうか。確かに各国の国内法の適用範囲の問題として法律学には現れるが、Cyberspaceの非領域性という属性自体が、世界的規模で展開される市場経済活動の流れの中で特定国が意図的に創り出した政策なのではないだろうかという疑問が生ずる。この意味で Cyberspace や Internet は、軍事的領域で始まったとしても、現代国際社会においてはむしろ個人の自由な利用をも計画的に含んでいる商業化・市場経済化の文脈で国家の対外政策との関係を問題視すべきことを示していると考えられる。

#### (四) 時間と社会規範

私たちは二十四時間で一日、七日で一週間、三六五日で一年という時間制度を所与のものとして受け入れ、そ

れに基づいて生活している。人間生活にとって非常に重要なこの時間制度を社会規範（法）に結びつけて、真摯にかつ包括的に研究したのは千葉正士『法と時間』<sup>31)</sup>である。こゝでは主に千葉の研究に依拠しながら Cyberspace もしくは Internet の有する時間と社会規範との問題を示す。

今日一般に使用されている時間制は、一五八二年に教皇グレゴリウス十三世による暦制改革によって公認されたグレゴリウス暦が、太陽の運行に基づく天文学に準拠して一月一日を年始と定めて以来、今日の世俗化につながって作られたといわれている。したがって、この時間制度は永久的・普遍的なものではなく、その基礎は一定の時期に制定されたものであり、その特徴は、一貫して物心両面を規定する直線時間として展開している。

もちろん世界中には様々な時間がある。特に宗教に関連して輪廻転生なども一種の時間観念であり、生前・現在・死後の世界観も時間観念である。日本の学校制度では一年度は一月一日からではなく四月一日から翌年三月三十一日までであり、これも一月から十二月という社会一般の時間からずれている。このように私たちの生活には多くの時間が存在し、特に意識せずにそれぞれの時間に従って社会生活を営んでいる。

この中であって最も強い影響力を有しているのが、先述のヨーロッパを起源とする時間制度であり、実際にはこの時間制度を基礎として特に経済活動を中心とする全世界の時間制度が形成されている。その特徴は、進み続ける直線時間である。ゆえに、あるものが時間の経過と共に変化（進歩・進化あるいは衰退・消滅）するという一種の進化論のような観念で物事を捉え、理解しようとする。

しかし、社会には変化しやすいものとそうでないものがある。木村順吾『IT時代の法と経済』<sup>32)</sup>は制度進化・

制度創造という視点から制度を四つの階層に分類し「階層と時間の重層構造」として次のような構造を示している。①最も進化速度の早い階層は「選択」であり、これは限界理論に基づく瞬間的な条件合致に従って効率を最大化させるもので、進化速度は0（ゼロ/瞬時）である。②次の階層は「契約」であり、これは自由な意思決定を行ない得る経済主体が取引費用など（長期的合理性を計算した協調姿勢や敵対路線など）を考慮する結果、個別の規制として生ずるものであり、進化速度は一年～十年単位である。③また経済主体の用いる所有権や知的財産権といった基本権に関する法制度であれば十年～百年単位の周期で変革される。④社会の最も基底を成す習俗、伝統、宗教といったような非公式慣習は、変化に百年～千年単位の時間を必要とする。

この分類は特に経済活動の立場からのものであるが、これだけを見ても社会には変化の容易なものと、変化するために人間の寿命よりも長い時間を要するものまであることが理解できよう。

そうなる、CyberspaceもしくはInternetおよびそれに関係する活動はどの階層に属するのであろうか。右記の千葉『法と時間』はこの問題をコンピューター時間と表現し、そこに自然と社会のリズムを無視している強引さも注目されるといい、事実問題として、人を二十四時間仕事に縛りつけて自由時間とテンポと自発性を妨げ道徳観を変えてしまうと嘆く。その理由は「コンピューター時間の六特徴、すなわち、断続しつつ持続し、常時作動し、行きつ戻りつし、締切り変更を可能にし、地球上を即時に循環し、忙しさのリズムを変えることが、標準の時間とは性質を異にし、むしろ『時間なき時間 (timeless time)』だからである。」<sup>(33)</sup>としている。

この千葉の危惧は、コンピューター時間は前記「階層と時間の重層構造」の全分野に影響を与えつつあること

を示している。つまり、制度というものを公式・非公式に構築され、社会規範によって創り出される一種のシステムと考えるならば、社会規範自体も時間に基づいて、または時間を内部に取り入れて構築されている。例えば労働時間（残業、休日出勤、営業時間など）、解雇通告、契約期間（契約の発効時、終了時）、時効、刑期、不遑及原則、罪刑法定主義、慣習法の成立要件としての反復性、あるいは仏教の七回忌、三十三回忌、千日修行など、いたるところに時間が組み込まれている。これらに時間なき時間であるコンピューター時間が用いられると、正確な労働時間の把握や契約成立時の確定、反復性の期間など従来の時間制を変革させ、人間の生まれ持った自然のリズムや「夜分なので相手に迷惑をかける」という時間に基づく道徳的判断にまで影響が生じると考えられる。

このように考えると、Cyberspaceはコンピューター時間に基づいて構築されており、それは時間なき時間の利用として現れるので、その利用状況の深度によって影響を受けやすい又は変化しやすい制度（社会規範）とそうではない制度に分けることができるといえよう。しかし同時にコンピューター時間が人間生活のすべてを覆いつくすと単純に結論づけられるのであろうか。この時間なき時間であるコンピューター時間も、干支、グレゴリウス暦、輪廻転生のような私たちが用いている多くの時間制の一つとして多面的時間制に組み込むことが可能なのではないだろうか。それともコンピューターの力に押しつぶされてコンピューター時間一元制が実現してしまうのであろうか。

Cyberspaceにおける時間制を考察することは、法規範に埋め込まれている時間に関する諸規定の変更を予想させると共に、我々の日常生活・社会生活における時間に多大な影響を与える問題として認識できるのである。

#### 四 小括—整理と課題—

以上から、Outer Spaceの特徴およびその法律制度とCyberspaceとそれを比較したBalsanoの論考は、CyberspaceもしくはInternetに関する問題を再認識する契機を与えてくれた。つまりCyberspace (Internet) は、法律学の面においては従来の法律の一部改正・新規制定・各国国内法の衝突・既存の国際法における法の欠缺あるいは国家管轄権の限界という問題として現れている。しかし同時に、単に法律の面のみならず近代から現代に至る社会の根本的構成要素の段階で次のような問題を発生させていたことが明らかとなった。

第一に、近代的社会成立のモデル理論として諸分野の前提を成してきた社会契約論における契約成立要素たる当該社会構成員に共通する文化への影響である。

第二に、融和しがたい真理の衝突を防止し、中央集権国家（主権国家）同士の関係を構築するための根本技術である国境と国籍への影響である。

第三に、CyberspaceあるいはInternetがすでに科学の体制化の一形態であり、商業化の流れの中で国家戦略としての非領域性および事実上の標準 (de facto standard) の拡大として現れていることから生ずる影響である。

第四に、コンピューター時間が既存の法制度および一般の市民生活に与える影響と時間制度の再考察である。

これら四点は、従来のCyberspaceに関する特に法学分野の研究においては言及されてこなかった。しかしどれも法学および社会科学の根本に関わる問題であり、一専門分野の研究者だけでなく他の分野の研究者との共同研

究の必要性を暗示している。もちろん国際関係論という現実主義からみれば、これらは結局は国家の政策の一つであり、国家の強力な規制によってコントロールできるともいわれよう。しかし、現実の国際社会は単純な現実主義だけでは説明できない多くの状態が存在し、理想主義や世界システム論からの研究も必要となろう。それらと法学研究とを組み合わせる初めて Cyberspace 問題の全体像が明らかになると考えられる。これが今後の課題といえよう。

- (1) Teresa Fuentes-Camacho, "Introduction: UNESCO and the Law of Cyberspace," Teresa Fuentes-Camacho, (ed), *The International Dimensions of Cyberspace Law*, UNESCO, 2000, p.1.
- (2) *Ibid.*, p.14.
- (3) Anna Maria Balsano, "An International Legal Instrument for Cyberspace? : A Comparative Analysis with the Law of Outer Space," Teresa, (ed), *op. cit.*, in n.1 above, p.128.
- (4) *Ibid.*, p.129.
- (5) 例えば、佐藤優希「サイバースペースにおける管轄権について——アメリカ法曹協会報告書——」(紹介) 東洋大学比較法研究所『比較法』第四〇号(二〇〇三年三月)所収、五四一―五六八頁。同「民事訴訟法における電子文書の証拠力——ドイツとの比較を中心に——」(研究ノート) 東洋大学比較法研究所『比較法』第四一号(二〇〇四年三月)所収、四五三―四九五頁を参照。これらには他の邦文研究論文も紹介されている。
- (6) Anna Maria Balsano, *op. cit.*, in n.3 above.
- (7) *Ibid.*, p.132.
- (8) *Ibid.*, pp.133~134.
- (9) *Ibid.*, pp.134~136.

- (10) *Ibid.*, p.136.
- (11) *Ibid.*, pp.137~140.
- (12) *Ibid.*, pp.140~142.
- (13) *Ibid.*, p.143.
- (14) 例えは Bin Cheng, *Studies in International Space Law*, Oxford, 1997, 龍澤邦彦『宇宙法システム——宇宙開発のための法制度——』(丸善プラネット、二〇〇〇年)、齋藤洋「多数国間条約としての宇宙基地協定に関する一考察——国際法と国内法との関係性に関する問題をめぐって——」平成国際大学法政学会『平成法政研究』通巻第一号(一九九六年十二月)所収、同「国際法と国内法との関係——補充関係説の構築をめぐる——」憲法学会『憲法研究』第三十二号(二〇〇〇年五月)所収を参照。
- (15) Hiroshi Saitoh, "International Trade Regulation," Kunihiko Tatsuzawa, (ed), *The Law of International Relations*, Maruzen, 1997, pp.315~340.
- (16) D・ハウチャー／P・ケリー編『社会契約論の系譜』飯島昇藏・佐藤正志ほか訳(ナカニシヤ出版、一九九七年)、田口富久治ほか編『現代民主主義の諸問題』秋永肇教授古希記念論集(御茶の水書房、一九八二年)などを参照。
- (17) Rousseau, *The Social Contract*, Hafner Press, 1947.
- (18) 田中耕太郎『世界法の理論』全三巻(岩波書店、一九五〇年)参照。
- (19) 竹内雄一郎『新体系・日本国憲法論』(高文堂、二〇〇四年)参考。
- (20) Christina Hulmark, "Developing Legal Systems and Good Morals for the Internet," Teresa, (ed), *op. cit.*, in n.1 above, p.220.
- (21) *Ibid.*, p.221.
- (22) Bradford Smith, "The Third Industrial Revolution: Law and Policy for the Internet," R. C. A. D. I., *Tome 282*, Martinus Nijhoff, 2000, pp.424~425.
- (23) *Ibid.*, pp.429~430.

- (24) 櫻井光堂『古代日本領土の起原——日本領土の発祥的形態に関する研究——』(新有堂、一九九六年)、同『古代日本の領土——領土画定と記紀解読の実証的研究——』(公論社、一九七五年) 参照。
- (25) 長尾雄一郎『戦争と国家』加藤朗・長尾雄一郎・吉崎知典・道下徳成『戦争——その展開と抑制——』(勤草書房、一九九八年) 所収(第一章)。
- (26) 廣重徹『科学の社会史——近代日本の科学体制——』(中央公論社、一九九〇年) 参照。
- (27) 吉岡斉『科学文明の暴走過程』(海鳴社、一九九一年) 参照。
- (28) 梅棹忠夫『情報の文明学』(中央公論社、一九八八年)、同『情報論ノート』(中央公論社、一九八九年) 参照。
- (29) 寺内衛『米国のI.T.覇権』(財)政治経済研究所『政経研究』No.78.(二〇〇二年五月) 所収、八九〜九四頁。
- (30) 寺内、同論文、九一頁。
- (31) 千葉正士『法と時間』(信山社、二〇〇三年) 参照。本書はわが国で初めての法と時間の関係についての包括的研究である。
- (32) 木村順吾『I.T時代の法と経済』(東洋経済新報社、二〇〇一年)、七〜二三頁。
- (33) 千葉、前掲(31)『法と時間』、一五七〜一五八頁。